



## 労務・安全衛生管理関係指示書

### 第1条 総 則

\_\_\_\_\_（以下乙という）は、大槻電気通信株式会社（以下甲という）より請負った業務を施工するにあたっては、労働基準法・職業安定法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法等作業者の使用に関する法令（以下「労働関係法令」という。）及び監督官公庁の行政指導並びに甲の諸規定に基づく指示・指導に従うほか、この指示書に規定する事項を忠実に遵守し、適正な労務管理・災害の完全防止及び衛生的な労働環境づくりに努めなければならない。

- (2) 乙は甲の承認を得た上で甲より受注した業務の全部又は一部をやむを得ず下請負業者に発注するときは、乙は当該業者に本遵守事項の徹底をはかると共に、連帯して安全衛生管理の責任を負わなければならない。

### 第2条 届出および手続

乙は、業務の施工にあたって官公庁に対する届出等の手続きを要するものについては、注文書受領後、遅滞なくその手続きを行ない、施工に支障のないようにしなければならない。

### 第3条 計画書の提出

乙は、業務施工に際し、甲より次の計画書及び書類（以下「計画書等」という。）の提出を求められたときは、すみやかに提出しなければならない。

なお、提出した計画書等に変更のあったときは、その都度甲に書面により報告しなければならない。

- ①法定の有資格者名簿
- ②その他甲より指示した書類

### 第4条 打合せ、報告等

乙は、甲が計画する労務又は安全衛生に関する管理についての打合せ会や講習会等には、必ず関係者を参加させ、その内容を関係者作業者全員に周知徹底させなければならない。

- (2) 乙は、作業開始前及び作業終了後に、当日の作業内容・作業数等甲の指定した事項を、甲に報告しなければならない。

## 第5条 労務管理

乙は、乙の使用する作業者に関する労務管理を行なうことは勿論、乙の関係下請人が使用する作業者に関する労務管理が適正に行なわれるよう指導しなければならない。

特に、下記の不正行為が発生しないように指導すること。

- ①強制労働
- ②中間搾取
- ③賃金不払い
- ④年少者、女子の坑内労働
- ⑤労働者供給事業

(2) 乙は、乙の関係下請負人が、労働関係法令に違反している事実を知ったとき、又は違反のおそれのあることを予知したときは、その是正措置を講ずるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

(3) 乙は、乙の使用する作業者に関する労務管理について甲より労働関係法令に基づく指導があった場合は、その指導に従わなければならない。

## 第6条 安全衛生管理一般

### 安全管理一般

- ①乙は、甲の作業安全を遵守するとともにその他災害防止について必要な措置に協力しなければならない。
- ②乙は、現場ごとに現場責任者を選任し、この者は作業者に対し常に安全作業を行うよう指導監督しなければならない。
- ③乙は、現場責任者に作業開始前若しくは適時ツールボックスミーティング及びKYを実施させ、安全な作業方法並びに作業手順を作業者に具体的に周知徹底させなければならない。

(2) 作業主任者・作業指揮者・安全衛生責任者の選任

- ①乙は、労働安全衛生法（以下法という）第14条に定める作業を行う場合、有資格者の中から作業主任者を選任し、その者の氏名を甲に書面により届出なければならない。

また、乙は作業主任者に当該作業に従事する作業者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

- ②乙は労働安全衛生規則第257条、第350条、第420条及び第529条に定める作業を行う場合は、作業指揮者を選任しなければならない。

また、乙は作業指揮者に当該作業に従事する作業者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

- ③乙は統括安全衛生責任者が選任されている事業場で作業を行う場合、安全衛生責任者を選任しその者の氏名を統括安全衛生責任者と甲に連絡しなければならない。  
また、乙は安全衛生責任者に統括安全衛生責任者との連絡その他の事項を行わせなければならない。

### (3) 就業制限

- ①乙は、法第 61 条第 1 項に定める業務については、関係する技能講習等を修了した者を就業させなければならない。
- ②当該業務に従事中は、法第 61 条第 3 項の定めにより免許証又は修了証を携帯していなければならない。
- ③乙は、中高年令者・身体障害者等特に配慮を必要とする者の就業にあたっては、これらの者の心身の条件に応じた適正な配置に努めなければならない。

### (4) 教育訓練

#### ①安全衛生教育

乙は、作業者を雇入れたとき及び作業者の作業内容を変更したときは、法第 59 条の 1 及び 2 項の定めにより安全衛生教育を実施のうえ就業させなければならない。

#### ②特別教育

乙は、法第 59 条第 3 項に定める危険又は有害な業務については、その業務についての安全又は衛生のための特別教育を修了した作業者を就業させなければならない。

#### ③職長教育

乙は、法第 60 条に定める職長教育を行わなければならない。なお、乙は職長教育の実施が困難なときは、甲に実施を依頼することができる。

### (5) 健康管理

乙は、常時使用する作業者に対し、雇用時及び 1 年に 1 回以上定期的に健康診断を実施し、常に作業者の健康状態を把握し、適正配置に心掛けなければならない。

### (6) 作業者の配置

乙は、技能・経験・安全衛生意識等を考慮して作業者を配置し、就業することが著しく不相当と認められる者は交替させなければならない。

### (7) 作業場の管理

乙は、作業場の整理整頓・火気の取扱い等については、厳重に管理しなければならない。

### (8) 諸設備等の管理

- ①乙は、甲より貸与された足場、諸設備等（以下「諸設備等」という。）を使用するときは、あらかじめその安全性を確認したうえで使用しなければならない。
- ②乙は、前項の甲より貸与された諸設備等については、甲に返還するまで善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(9) 機械器具の管理

- ①乙の使用する機械器具は、その所有者のいかんにかかわらず乙の責任において日常及び定期の点検・整備を実施し、法第45条でいう機械についてはその記録を保存しなければならない。
- ②乙の持込みの機械器具は、構造規格等法令で定められた基準を保持し、安全性が確認されたものでなければ使用してはならない。又甲の必要と認められたものについては、甲の指定した者の点検をうけた後でないと使用してはならない。

(10) 保護具の使用

乙は、法令又は甲の諸規程で安全ロープ・ヘルメット・その他の保護具の使用が定められている作業については、関係作業者に確実に使用させなければならない。

第7条 其他

災害発生時の処置

乙及び作業者は、作業所内で事故又は災害を発見し又は予見したときは、担当業務の如何を問わず直ちに臨機の処置をとると共に、甲に急報しなければならない。

(2) 規律の維持

乙は、客先及び第三者に迷惑を及ぼさないよう作業者の作業規律の維持に留意し、監督の責任を負わなければならない。

(3) 労災保険への加入

乙の作業者が業務上又は通勤による負傷・疫病の際、労災保険給付を受けられるよう必要な手続きをしなければならない。

以上

労務・安全衛生管理に関する誓約書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

大槻電気通信株式会社

代表取締役 大槻 努 殿

住 所

社 名

代表者

⑩

労務・安全衛生管理関係指示書を正に受領致しました。

貴社発注の工事施工に当り法令等を遵守するとともに、労務・安全衛生管理関係指示書についても、これを遵守することを誓約致します。